

第14章 防災規制

第1 用語の定義

用語は、次の例による。

(1) 防災防火対象物等

法第8条の3第1項、令第4条の3第1項及び第2項の規定により防災規制の対象となる次に掲げる防火対象物をいう。

ア 高層建築物（高さ31メートルをこえる建築物。）

イ 地下街（地下の工作物内に設けられた店舗、事務所その他これらに類する施設で、連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの。）

ウ 令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(12)項ロ及び(16の3)項に掲げる防火対象物

エ 工事中の建築物その他の工作物で次に掲げるもの

(ア) 建築物（都市計画区域外でもつばら住居の用に供するもの及びこれに附属するものを除く。）

(イ) プラットホームの上屋

(ウ) 貯蔵槽

(エ) 化学工業製品製造装置

(オ) (ウ)又は(エ)に掲げるものに類する工作物

(2) 防災対象物品

前号の防災防火対象物等において使用する場合は、第3に定める防災性能を保有しなければならない次に掲げる物品をいう。

ア カーテン（窓に設けられているもののほか、間仕切等で使用されているのれん等の下げ丈が1m以上あるもの。）

イ 布製のブラインド

ウ 仕切りに用いられる布製のアコーディオンドア、1m以上の衝立て

エ 暗幕（キャバレー等で遮光のために用いるものを含む。）

オ じゅうたん等（大きさが2㎡を超えるもの。）

(ア) じゅうたん（織りカーペット（だん通を除く。）をいう。)

(イ) 毛せん（フェルトカーペットをいう。）

(ウ) タフテッドカーペット、ニッテッドカーペット、フックドラッグ、接着カーペット及びニードルパンチカーペット

(エ) ござ

(オ) 人工芝

(カ) 合成樹脂製床シート（ジョイントマット等）

(キ) 前記(ア)から(カ)までに掲げるもののほか、床敷物のうち毛皮製床敷物、毛製だん通及びこれらに類するもの以外のもの

カ 展示用の合板

キ どん帳その他舞台において使用する幕（映写用のスクリーンを含む。）

ク 舞台において使用する大道具用の合板

ケ 工事用シート（コンクリートの養生、工事用機械のおおい等に使用されているものを除く。）

(3) 防災物品

防災対象物品又はその材料で第3に定める防災性能を有している物品をいう。

(4) 防災性能

令第4条の3第4項及び規則第4条の3第3項から第6項までの規定に定められた基準の防災性能をいう。

(5) 防災表示等

法第8条の3第2項から第5項まで、令第4条の4及び規則第4条の4の規定により、当該物品が防災性能を保有しているものである旨の表示又は明示のことで、次に掲げるものをいう。

ア 防災表示

防災表示を附する者の認定の基準（昭和48年消防庁告示第9号）の定めるところにより防災表示を附する者として認定を受けた者が、規則別表第1に定める様式の表示ラベル（以下「防災表示ラベル」という。）により、防災物品ごとに添付又は貼付することのできる表示をいう。

イ 指定表示

他の法令に基づく表示制度のうち、第3の防災性能と同等以上の防災性能が担保されているものとして法第8条の3第3項及び令第4条の4の規定によりその法律名が指定され、かつ、規則第4条の4第6項の規定に基づき消防庁長官で指定した別記に掲げる表示をいう。

ウ 関係者の明示

防災防火対象物等の関係者が、当該防災防火対象物等において使用する防災対象物品について、防災性能を与えるための処理又は防災対象物品の作製を行なわせたとき（防災表示又は指定表示が附される場合を除く。）当該物品ごとに規則第4条の4の定めるところにより行なわなければならない明示をいい、次の事項を見やすい箇所に見やすい文字で1カ所にまとめて明示していなければならない。

(ア) 「防災処理品」又は「防災作製品」の文字

(イ) 処理をし、又は作製した者の氏名又は名称

(ウ) 処理をし、又は作製した年月

第2 防災物品の判別

立入検査の際、前条第5号に掲げる防災表示等がなされている防災対象物品は、原則として防災物品とみなすこと。この場合、同号ウの関係者に関係証標の提示を求め試問する等その信憑性について確認に努めること。

第3 防災表示ラベルの添付等

防災表示ラベルの添付は、各防災物品ごとに行なうべきものと定められているが、その徹底を期すため次の各号の定めるところにより指導すること。

- (1) カーテン、ブラインド及び幕類については、原則として右下隅又は左下隅の見やすい箇所に添付又は貼付すること。
- (2) 前号のうち耐洗たく性能を有している物品については、洗たくの際離脱しないよう確実に添付すること。
- (3) 合板にあっては、再使用のものであると否とを問わず防災表示ラベル又は指定表示若しくは別記に掲げる裏面表示が確認できる場合は防災物品とみなすこと。

第4 防災物品の経年変化

防災性能の有効期間は、当分の間、次の各号に定めるところにより取扱うものとする。

- (1) 防災物品の素材が防災性能を有しているものは、クリーニング及び経年変化によって防災性能の低下がないものとして取扱うこと。

- (2) 防炎加工品（工事用シート又は合板を除く。）については、有効期間を限定することが困難であるので、防炎加工後水洗い又はドライクリーニングを行った（耐洗たく性能のあるものを除く。）時点で、防炎性能がなくなったものとみなす。
- (3) 合板については、通常の場合経年変化又は表面に化粧紙若しくは布類を貼付（糊付け又はピン止め等貼付方法のすべてを含む。）することにより防炎性能の低下がないものとして取扱うこと。